

茨城県立那珂湊高等学校の部活動に関わる活動方針

1 部活動の基本的な考え

- ・ 部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。体力や技術の向上だけでなく、豊かな人間性の育成にも期待ができ、本校では茨城県「部活動の運営方針」に則る形で運営を進めていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

- ・ 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・ 1日の活動時間は、準備・片付け・移動時間を除き、平日2時間、休日は4時間を上限とする。
- ・ 週あたり2日以上を休養日とし、平日・休日各1日以上で振り分ける。また休日に大会参加等で上限以上の活動をした場合は、休養日を他の休日に振り替える。但し、公式大会等を控えた2週間前からに限り、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振り返ることができる。
- ・ 原則として朝の活動は行わない。
- ・ 長期休業中に、1週間以上の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・ 校長及び部顧問は、生徒が学習面と両立でき、かつ心身の負担が過度にならない範囲になるよう、参加する大会数を精選する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ・ 本校における部活動の位置づけを見直し、それに伴う費用をどのように充当するべきか検討を進める。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・ 競技経験・指導経験が乏しい部顧問に対して必要な研修の機会を設ける。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ・ 校長は、活動方針を策定し、活動方針・年間及び月間活動計画・月間活動実績の公表をホームページ上にて行う。また各部の活動状況や改革状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・ 活動内容や活動時間の見直しについて、生徒のニーズに応じて検討する。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- ・ 生徒が安全で充実した活動ができるよう、かつ教員の業務量が過度とならぬよう、顧問については各部原則複数の配置を行い、交代制など従事時間のコントロールができるよう配慮する。

附記

1 令和 5 年 4 月 1 日より運用する。

2 但し、各部において令和 5 年度の新 3 年生の最後の大会までは運用開始を猶予する。

休 養 日：猶予期間内は週 1 日休養日を設定する。

活動時間：猶予期間内は平日 2 時間程度、休日 4 時間程度の活動とする。